

「換金性の高い物品」の管理と確認及び「特殊な役務」の検収に関するQ & A

最終更新日：平成27年9月16日

- Q 1. 本件の「公正な研究費の執行等」から、支出時における業務区分「診療経費」は対象外と考えてよろしいでしょうか？
- A 1. 支出時における「診療経費」については、附属病院運営において執行した結果であり、研究不正や研究費不正のルールで規制されるべき大学の業務ではありません。
よって、「診療経費」は対象外となります。
- Q 2. 「特殊な役務」の検収で、「確認」を行う取引を選定するのは契約担当でしょうか？
- A 2. 規則第10条において「最高管理責任者の下に、内部監査部門を置く。」、また同第2項「内部監査部門の業務は、監査室が行う。」と規定されており、「確認」における選定等は、監査室が行います。
ただし、会計規則第37条における会計監査も内部監査と同様と考えます。実質的には、会計監査における任命された監査員も該当します。
- Q 3. 「特殊な役務」及び「金券類」についての金額の制限は無いのでしょうか？
- A 3. 金額の制限はありません。
- Q 4. 物品請求管理システムを使用しないで、財務会計システムに直接入力する場合の抽出方法についてご教示願います。
保守契約の年間契約等で複数回数の支払が発生する場合、物品請求管理システムを使用しないで、財務会計システムに直接入力することが多いです。
また、政府調達など1つの契約で複数の物品を購入するものは、個々の物品は物品請求管理システムには入力しないパターンも想定されます。
- A 4. 物品請求管理システムを使用しない場合があるとのことですが、契約手続き開始後であっても速やかに入力して管理していただきます。
政府調達による物品購入の場合、納品検査において検査職員による検査、契約担当者による確認・検収が実施され、資産管理されていることから、すべて個々の物品を明細への入力を求めるものではありません。しかし、使用目的から可搬性のあるタブレット型コンピュータやノート型パソコンなどを購入した場合など個々を管理する必要がある場合は、明細に入力していただきます。
- Q 5. 10万円未満の換金性の高い物品（金券類を除く）であっても、取得後2年以上経過すれば換金してもわずかな金額（1万円程度）になるものと思いますが、管理し続けなければならないのでしょうか？
- A 5. 換金性の高い物品であっても、経過とともに換金性は劣るものと考えます。また、未使用か否かによっても換金性に違いがあるものと思われます。
市場調査したところ、取得価額5万円以上10万円未満の「換金性の高い物品」（金券類を除く）のうち取得後2年を経過したものでは、概ね換金価格が取得価額の30%を超えることはありませんでした。このことから、取得後2年を経過したものについて継続して管理することによるリスク回避に係る管理コストの関係から非効率であると考えます。
よって、取得価額5万円以上10万円未満の「換金性の高い物品」については、管理シールを張った状態であること、また、取得価額5万円未満の「換金性の高い物品」と同様で物品請求システムの取得データによる管理が可能なおことから、取得後2年を経過したものについて管理簿による管理を継続せず、取得データによる管理に移行することが適切であると考えます。